

第1回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月20日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和4年1月20日（木）午後2時00分～2時45分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（17人） 会長 1番 越雲 宏、職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員：3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員 4. 欠席委員（2人） 2番 田中 雄二、8番 川上 恵 各委員 5. 出席推進委員（0人） 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第237号)の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 零 保友 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和4年 第1回総会を開会いたします。まず、会長にご挨拶をお願いいたします。
職務代理（越雲）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日、2番 田中 雄二、8番 川上 恵 委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中 17名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は会長をお願いいたします。
議長（越雲）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2時 00分 ）
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。ここで、議案書の訂正があるようですので、事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局（糸井）	< 訂正議案書により説明 >
議長	それでは、次に日程第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 齋藤 勉 委員にお願いします。
7番 齋藤 勉 委員	1月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、賃借権の設定、3年間。以下、受人の状況、主たる経営作物、米、ニンニク、ジャガイモ、その他野菜を作付け予定。農業従事年数及び農業形態、無。農機具・家畜の保有状況、なし。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。5年以上継続して耕作する旨の誓約書あり。空き家と農地を一括での賃貸借契約書の写しあり。契約期間満了後購入できる条件あり。●●●町に住んでいたが、空き家を探していて那須烏山市のホームページを見て見に来たところ、良いところだった。農業は、夫と本人が楽しみながら近所の方に指導してもらいやっていきたいということです。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	整理番号2番について、10番 小川 雄三 委員をお願いします。
10番 小川 雄三 委員	1月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、水稻は作業委託。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番、4番について、13番 中村 東 委員をお願いします。
13番 中村 東 委員	1月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機。取得地への通作距離 約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	1月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、野菜。農業従事年数及び農業形態、約12年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、コンバイン、田植機。取得地への通作距離、約0.7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >

議長	ただいま上程中の 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、9番 関 閣夫 委員にお願いします。
9番 関 閣夫 委員	1月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が畑、南が畑、北が宅地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、申請地に近接する住宅で生活しているが、自宅への進入路が狭く、申請地を進入路として使用するため、申請に至った。転用面積 7.36 m² 進入路。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。宇井地区担当 17番 黒須 明 委員 何かございますか。
17番 黒須 明 委員	調査に立ち合い現地確認しましたが、問題ないと思います。
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、9番 関 閣夫 委員をお願いします。
9番 関 閣夫 委員	1月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで雑種地、南が畑、北が山林。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、15年間。転用計画、転用事業者は、申請地に近接する住宅で生活しているが、自宅への進入路が狭いため進入路の拡張を計画し、申請地について借りられることになり、申請に至った。転用面積 141 m ² 進入路。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、6番 大野 覚文 委員をお願いします。
6番 大野 覚文 委員	1月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する宅地 南大和久●●●番を購入することになったが、申請地の他に進入路として使用できる土地がないため、申請に至った。転用面積 139 m ² 進入路。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の預金通帳写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付有。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番、4番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いします。

3番 栗野 隆夫 委員	1月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が墓地、南が畑、北が墓地。同意書、無。権利の移転、設定、贈与による所有権移転。転用計画、申請地は登記上畑であるが、昭和47年頃から墓地として利用されており、是正のため申請に至った。転用面積 20 m² 墓地。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 1月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者、転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで墓地、西が畑、南が畑、北が墓地。同意書、無。権利の移転、設定、贈与による所有権移転。転用計画、申請地は登記上畑であるが、平成2年頃から墓地として利用されており、是正のため申請に至った。転用面積 13 m² 墓地。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	報告が終わりましたので、これより質疑を行います。宇井地区担当 17番 黒須 明 委員 何かございますか。
17番 黒須 明 委員	問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	南大和久地区担当 10番 小川 雄三 委員 何かございますか。
10番 小川 雄三 委員	問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	向田地区担当 11番 奥畑 智子 委員 何かございますか。
11番 奥畑 智子 委員	問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	休憩いたします。（午後 2時 35分） 再開いたします。（午後 2時 40分）

議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第237号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第237号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第237号）については、新規11件 更新12件です。利用権の設定を受ける者11名、利用権を設定する者21名です。利用権の設定面積は、103,029㎡です。令和3年度 累計は、1,051,511㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年1月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	異議が無いようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第237号）」 のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 2 3 7 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2 時 45 分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 4 年 1 月 20 日 議 長 17 番 18 番
-----------	---